吉川市交通事故防止特別対策推進計画

１　趣旨

本市では、これまで交通事故防止対策として、交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の交通安全意識の高揚を図るための広報活動や街頭啓発活動などの他、交通安全教育活動などの事業を、吉川警察署や交通安全関係団体等と一体となって推進してきました。

しかしながら、今年の９月から１１月の３か月間に４名の方が亡くなる交通死亡事故が発生したため、埼玉県知事から令和７年１２月１０日付けで「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。さらに、今年の３月に発生した自転車が関係する転落事故が交通事故として１２月２３日に計上された関係で、合計５件の死亡事故が発生しました。

このため、本市では、市長を本部長とする吉川市交通事故防止特別対策本部を同日付で設置し、全市をあげて充実した交通事故防止対策を実施するため、本推進計画を策定するものです。

２　交通事故防止特別対策地域の指定期間

令和７年１２月１０日（水）～　令和８年３月９日（月）

３　目標値

指定期間中及び指定後３か月の死亡事故件数の目標値は、次のとおりとします。

指　定　期　間　中	指 定 後 ３ か 月
０件	０件

４　交通事故防止特別対策の推進

本市では、吉川市交通事故防止特別対策本部を設置し、「吉川市交通事故防止特別対策大綱」の各項目を重点目標として、それぞれの目標に対する対策事項を定めます。

市は、埼玉県や吉川警察署、交通安全関係団体等と連携し、指定期間内に集中的に対策事項を実施します。

５　今後の具体的な取組

①　交通指導員による児童・生徒の登校時における立哨活動
②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
③　青パト車で市内を巡回し、交通安全を呼びかける広報
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑤　幼稚園での新入学児童に対する交通安全教室
⑥　交通事故現場における現場診断の実施
⑦　市役所窓口において啓発品配布

１　自転車の交通事故防止

(1)　自転車乗車時のヘルメット着用促進

②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
③　青パト車で市内を巡回し、交通安全を呼びかける広報
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑤　幼稚園での新入学児童に対する交通安全教室
⑦　市役所窓口において啓発品配布

(2)　自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

①　交通指導員による児童・生徒の登校時における立哨活動
②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
③　青パト車で市内を巡回し、交通安全を呼びかける広報
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑤　幼稚園での新入学児童に対する交通安全教室
⑦　市役所窓口において啓発品配布

２　夜間の交通事故防止

(1)　早めのライト点灯及びハイビームの適正・効果的な使用の推進

②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
③　青パト車で市内を巡回し、交通安全を呼びかける広報
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑦　市役所窓口において啓発品配布

(2)　LED ライト等の反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
③　青パト車で市内を巡回し、交通安全を呼びかける広報
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑤　幼稚園での新入学児童に対する交通安全教室
⑦　市役所窓口において啓発品配布

３　交通事故発生情報の積極的な提供

広報紙や SNS 等を活用した広報による注意喚起

②　老人福祉センターでの交通安全講話の実施
④　市 HP、横断幕、メール、X による広報
⑤　幼稚園での新入学児童に対する交通安全教室
⑥　交通事故現場における現場診断の実施
⑦　市役所窓口において啓発品配布